

第2回 航空従事者の飲酒基準に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成30年12月19日 15:00~17:00
2. 場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室
3. 出席委員：井上委員、河内委員、小林委員、津久井委員、樋口委員、細谷委員
4. 議事概要：

○事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

(委員から出された主な意見)

- ・ 今回の案では運用面に加えて教育で睡眠不足や疲労、ストレス、カウンセリングも含まれており、総合的によくまとまっている。確実に実施することで信頼回復につながるものと評価。
- ・ 飲酒を一部門の問題としてとらえるのではなく、会社全体の課題としてトップから意識改革を進めていく必要がある。
- ・ 多くの操縦士が厳格な航空身体検査基準に適合するよう、飲酒を含めた厳しい自己管理を行っており、管理教育にあたってモチベーションを低下させることのないよう航空会社は注力していくべき。
- ・ 大手航空会社は既に検知器を導入してノウハウを積んでいるが、中小ではこれから初めて対応するところもあるため、当局の指導監督にあたっては、そのような状況もふまえて実施するべき。
- ・ 数値基準については、国内航空会社以外の運航者においても、体内にアルコールを保有する状態での操縦は適切ではないことを明確にするべき。
- ・ アルコール検査の義務化等を円滑に導入するため、今回策定される基準について、早期の周知を行い、遅延や欠航等の発生を最小限にする必要がある。
- ・ 教育教材の作成において、アルコールの分解能力については個人のばらつきが大きいことから単にデータを示すのではなく、安全側の数値を用いる重要性を理解させる等、わかりやすい内容となるよう考慮が必要。
- ・ アルコールの知識や教材については、JAPAやAOPAから自家用操縦士に共有すべき。また、今回対象としている航空従事者以外の空港・管制等航空安全に関わる人への共有も検討すべき。
- ・ 依存症が疑われる者への対応としては、会社における風通しの良さや情報共有、組織でのケアが必要であり、兆候をみつけたら排除するのではなく復帰のために対応する気配りも求められる。
- ・ 教育においては、懲罰的にならないよう留意すべき。

以上